規

約

広島県建設国民健康保険組合

0	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第	○第		
	$\frac{+}{-}$	$\overset{+}{-}$	+	九	八	七	六	五.	匹	三	$\vec{-}$	_		
	章	章	章	章	章	章	章	章	章	章	章	章		
附	罰	雑	地	業	理	役	組	保	保	保	組	総		
			域	務の対	事	員及び	合	険	健	険	合			目
則	則	則	連合	執行及	会	職員	会	料	事業	給付	員	則		
•	•	•	•	び	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	会	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	計	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		次
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
17	16	16	16	15	14	11	10	7	6	3	1	1		

第 章 総

則

第一条 組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行なうことを目的とする。 この組合は、 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号。 以下 「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び

(名称)

この組合は、 広島県建設国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地

第三条 組合は、 主たる事務所を広島県広島市西区横川新町十三番十二号 (建設国保組合会館) に置く。

(地区)

第四条 組合は、 次の各項に定める区域をその区域とする。

1 広島県の区域内の市町村の区域

岡山県・鳥取県・島根県・山口県・愛媛県の区域内の市町村の区域

(公告の方法)

2

第五条 組合の公告は、 機関紙又は組合の掲示板に掲示し、 カュ 。 つ、 必要があるときは、 中国新聞に掲載して行なう。

組 合 員

(組合員の範囲

2

組合員が、

土木建築業に従事する者であることの判定基準は、

別途定める。

第六条 第四条第二項の地区内に住所を有する者については、 に限るものとする。 組合員は、土木建築業に従事し広島県建設労働組合に加入する者で、第四条の地区内に住所を有する者とする。ただし、 同条第一項の地区内に所在する事業所において土木建築業に従事する者

3 前 項の規定にか カ わらず、 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第五十条に規定する被保険者は

組合員としない。

(加入の申込)

第七条 組合に加入しようとする者は、 職業・使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならな 二項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名・性別・生年月日・個 使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項 用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。 氏名・住所・性別・生年月日・行政手続における特定の個人を識別するための番号の (健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第三条第一項第八号又は同条第 人番号· 職業・

前項の加入の申し込みをした者は、 理事長が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。

前項の受理は、 第一項の申し込みをした日から三十日以内にしなければならない。

(変更の届出

3

第七条の二 合に届け出なければならない。 第七条第一項に掲げる事項に変更があったときは、 組合員は、 変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組

(脱退)

第八条 組合員は、 組合を脱退するには、 箇月以上の予告期間を設け、 あらかじめ組合に通知し なけれず ばならない。

(除名

第九条 次の各号の一に該当する組合員は、 理事会の議決によって、 除名することができる。

法の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をし、 正当な理由がないのに保険料の納付期日後三箇月を経過したにもかかわらず保険料を納付しないとき。 又は加入の申し込みにあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出

たとき。

保 険 給 付

払わなければならない。 !給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、

六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合 十分の三

六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 十分の二

七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)

十分の二

法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合 十分の三

(療養付加給付金

第十条の二 療養の給付を受け、 の一部を療養付加給付金として支給することができる。 組合は、 被保険者である組合員 一部負担金(ただし、 入院時食事療養費に係る標準負担額を除く。)を支払ったときは、 (第十条第一項第三号に掲げる者を除く。)が保険医療機関又は保険薬局について 組合員に対しそ

(出産育児一時金)

千円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要であると認 るときは、規則で定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。 組合は、被保険者が出産したときは、 当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、 出産育児一時金として四十八万八

には行わない。 地方公務員等共済組合法 三号) 国家公務員等共済組合法 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、 (昭和三十七年法律第百五十二号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合 (昭和三十三年法律第百二十八号。 同一の出産につき、 他の法律において準用し、 健康保険法、船員保険法 又は例による場合を含む)又は (昭和十四年法律第七十

他の被保険者については三万円を、それぞれ葬祭費として支給する。 被保険者が死亡したときは、 その者の葬祭を行う者に対し、 組合員たる被保険者については五万円を、

その

(傷病手当金)

なくなった日から起算して第四 予防サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち に相当するものに限る。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護 介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。 設サービス等 するものに限る。 る居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス る療養、 に準ずる重篤な疾病により療養の給付、 いる場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、 介護サービス費に係る施設サービス(同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、 しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、 金の支給又は、 訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法 組合は、 (同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。 船員保険法第三十三条の 被保険者である組合員 特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。 日目から事業又は業務に服することができない期間、 入院時食事療養費に係る療養、 十六第 (雇用保険法 (同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。) (療養に相当 一項に規定する給付の支給を受けることができる者を除 韶 和四十九年法律第百十六号〕 入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係)(療養に相当するものに限る。)、 (平成九年法律第百二十三号) その事業又は業務に従事することができ 傷病手当金として一日につき、三千円を 療養に相当するものに限る。) 第三十七条第一 施設介護サービス費に係る指定施 項に規定する傷病 が入院又は入院 0)(療養 を受けて 特例施設 規定によ) 若 手当

- . 定める期間を限度とする。 前項の傷病手当金の支給期間 は、 同一の疾病又は負傷及びこれによって発生した疾病に関しては、その支給期間は次の各号
- して五十七日とする。 事業又は業務に服することができない期間において、 入院又は入所にかかわる期間がある場合その支給を始め た 日 カゝ 5 起
- 前号に 、めた日から起算して四十二日とする。 によるも $\bar{\mathcal{O}}$ のほ か、 前 頃に定める療 養の給付他療養費並びに各種サー ・ビスを在宅で受ける場合については、 その支給

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る特別傷病手当金)

第十三条の二 給与等 (所得税法 昭 和四 十年法律第三十三号) 第二十八条第一 項に規定する給与等をい 賞与 (健 康保険法

限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間 のうち労務に就くことを予定していた日について、特別傷病手当金を支給する。 療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症 のに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに 大正十 ス(令和二年一月に、 一年法律第七十号)第三条第六項に規定する賞与をいう。)を除く。 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが (病原体がベータコロナウイルス属 以下同じ。)の支払いを受けている被保険者 新たに報告されたも 两のコロ ナウィ

2 ただし、 三分の二に相当する金額を超えるときは、 があるときは、これを切り捨て、 特別傷病手当金の額は、 この端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)の三分の二に相当する金額 収入の額の合計額を就労日数で除した金額 健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の 一日につき、特別傷病手当金の支給を始める日に属する月以前 五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)とする。 その金額とする。 (その額に、 五円未満の端数があるときは、 の直近の継続した三箇月間 これを切り捨て、 (その金額に、五十銭未満の端数 五. 一 円 以 ·給与:

4 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る特別傷病手当金と給与等との 特別傷病手当金を支給する場合においては、その期間、被保険者である組合員への前条に規定する傷病手当金は支給 特別傷病手当金の支給期間は、 その支給を始めた日から起算して一年六箇月を超えないものとする。 調整

3

第十三条の三 与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、特別傷病手当金を支給しない。 その受けることができる給与等の額が、 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合に 前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、 その差額を支給

第十三条の四 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、 とができなかった場合においてその受けた額が特別傷病手当金の額より少ないときはその額と特別傷病手当金との差額を支 た給与等の 全部又は 前条に規定する者が、 同 条ただし書の規定により特別傷病手当金の一部を受けたときは、 部につき、 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、 その全額を受けることができなかったときは特別傷病手当金の全額、 当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。 その その受けることができるはずであ 額から控除する。 その一 部を受けるこ

2

(出産手当金)

第十四条 さなかった期間出産手当金として一日三千円を支給する。 組合は、 被保険者である組合員が出産したときは、 出産前十五日出産以後四十二日以内において、 事業又は業務に 服

2 場合含む。)、又地方公務員等共済組合法 とができる場合には行わない。 十四年法律第七十三号)国家公務員等共済組合法 前項の規定にかかわらず出産手当金の支給は、同一の出産に (昭和三十七年法律第百五十二号) (昭和三十三年法律第百二十八号。 つき健康保険法 の規定によって、これに相当する給付を受けるこ (大正十一年法律第七十号) 船員保険 他の法律において準用 Ų 又は例による 法 昭 和

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第十五条 金の額をこえるときは、そのこえる部分についてはこの限りではない。 出産手当金の支給をする場合においては、 その期間、 傷病手当金は支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当

(傷病手当金又は出産手当金と賃金との調整)

第十六条 傷病手当金又は出産手当金は、 賃金を受けることができるときは、 その額の限度において支給しない。

第四章 保健事業

(保健事業)

第十七条 事業を行なう。 合員及び組合員の世帯に属する被保険者(以下この章において「被保険者等」という。 組合は、 法第七十二条の五に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、 これらの事業以外の事業であって、 0) 健康の保持増進のため次に掲げる

- 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査

四 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

- 2 組合は、 被保険者等の療養環境の 向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行なう。
- 一 療養のために必要な用具貸付け
- 一 その他被保険者等の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業
- 組合は、 被保険者等の療養のための費用に係る資金の貸付のため必要な事業を行なう。

第十八条 前条に定めるもののほか、 保健事業に関して必要な事項は、 別に定める。

第十九条 被保険者等でない者に第十七条の保健事業を利用させる場合における利用料については、 別に定める。

第五章 保険

料

(保険料の賦課額)

額 含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。 帯に属する被保険者につき算定した賦課額(以下「後期高齢者支援金分保険料」という。)は組合員の世帯に属する一歳未満 付金」という。)の納付に要する費用を除く。)に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦 齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法の規定による納付金 た賦課額の合計額を賦課するものとする。 (以下「医療給付費分保険料」という。)及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定 ただし、国民健康保険事業に要する費用 (高齢者医療確保法の規定による後期高 (以 下

組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料

ロ 第二種組合員(従業員及び職人)医療給付費分保険料イ 第一種組合員(事業主及び一人親方)医療給付費分保険料

月額 一万四千四百円

第三種組合員 (二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く) 医療給付費分保険料

月額 一万一千六百円

第四 種 組合員 (二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く) 医療給付費分保険料

月額 八千円

月額

六千一百円

組合員 (二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く) 医療給付費分保険料

ホ

第五種

=

- 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料
- (1) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者 (以 下 「未就学児被保険者」という。)
- (2)未就学児被保険者以外の被保険者

組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料

月額 月額

二千四百

千四百

円

口 組合員後期高齢者支援金分保険料 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 月額 一千六百円 一千六百円

に規定する被保険者につき算定した賦課額(以下「介護納付金分保険料」という。) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、 組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号

組合員介護納付金分保険料

組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 月額 三千五 三千五百円 百円

2 前 項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、 別に定める。

3 合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当り交付される未就学児世帯支援補助費は、 未就学児被保険者がいる世帯の 組

(賦課期日

第二十一条 保険 料の賦課期日 は、 毎年四月一 日とする

第二十二条 保険 料の納期は、 毎年四月から翌年三月までの各月を十二期とし、各月の末日までに納入しなければならない。

(保険料の変更)

第二十三条 又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日 若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者 する月から、 介護納付金賦課被保険者」という。)となった場合には、 保険料の賦課期日後に、 月割をもって算定した第二十条の額とする。 納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加 当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が (以下この条において 発 した場合 生し、 0)

保険料の賦 、課期日後に納付義務が消滅した場合、 又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは

2

その納付義務 員 前日とする。 滅 前月まで、 の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、 又は被保険者の減 月割をもって算定した第二十条の額とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月 が消滅し、 又は被保険者数の減少があった日(法第六条各号の規定の (少があった場合においては、その消滅し、 又は減少があった日が月の初日であるときに限 当該納付義務者に対して課する保険料の額 いずれかに該当したことにより納付義務が b, は

3 前各項の保険料変更の調定は、毎月一日とする。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第二十三条の二 翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。 出産の予定日 (出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前) 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者 (以下「出産被保険者」とい 、 う。) から出産予定月の が ある場合、

2 前項におい て軽減する保険料の額は、 産前産後期間において当該出産被保険者に賦課する保険料相当額とする。

(督促手数料)

第二十四条

保険料の額を決定したときは、

理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならな

(納額告知)

第二十五条 保険料の督促手数料は、督促状一通について二十円とする。

(延滞金)

第二十六条 全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 の割合を乗じて計算した延滞金 てる。)につき年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント) 間 の日数に応じ、 納期限までに保険料を納付しない組合員があるときは、当該保険料の額に、 当該金額が二千円以上であるときは、当該金額 (当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、 ただし、次に掲げる場合は、 (当該金額に千円未満の端数があるときは、 延滞金を徴収しない。 その納期限の翌日から納入の日までの これを切り捨

- 督促状の指定日までに保険料を納付したとき
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき
- その他 特別な理由があると理事長が認めたとき

閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当りの割合とする。

2

前

項に規定する年当りの割合は、

(保険料の納付期限の延長)

第二十七条 として、六箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 することができないと認める場合においては、組合員の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度 理事長は 組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一 時納 付

組合員がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、 又はその資産を盗まれたとき

二 組合員がその事業又は業務を休止したとき

二 組合員がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき

四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき

(保険料の減免)

第二十八条 れるものに対し、 理事長は、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者のうち必要があると認めら 保険料を減免する。

第六章 組合会

(組合会議員の定数)

第二十九条 組合会議員の定数は七十五人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第三十条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

1 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

議員の定数に異動を生じたため、 組合会議員の任期は、 選挙の日から起算して二年とする。 あらたに選挙された議員の任期は、 ただし、 現任者の残任期間とする。 補欠議員の任期は、 その前任者の残任期間とし、

(組合会の議決事項)

第三十二条 組合会は、 法第二十七条に定めるもののほか、 次に掲げる事項を議決する。

- 特別積立金の繰替使用
- 法令遵守 (コンプライアンス) 体制 の整備に関する基本方針の策定及び変更
- その他理事会で必要と認めた事項

(組合会の種類)

第三十三条 組合会は、 通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第三十四条 通常組合会は、 理事会の議決により、 毎年二月中に招集しなければならない。

(組合会の招集手続)

第三十五条

臨時組合会は、

必要に応じ、

理事会の議決により、

いつでも招集することができる。

第三十六条 組合会の招集は、 会日の一 週間前までに会議の目的たる事項及び内容、 日時、 場所等を明示した書面をもって、

(緊急議決)

合会議員に通知しなければならない。

第三十七条 項についても議決することができる。 組合会においては、 出席した議員の三分の二以上の同意を得たときに限り、 ただし、法第二十七条第一項に掲げる事項については、この限りでない。 あらかじめ通知のあった事項以 Ò

(組合会議長、 副議長)

第三十八条 組合会議長及び副議長は、 組合会議員の選挙後、 最初に開かれる組合会において互選する。

議長及び副議長の任期は、 組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第三十九条 から選出された議事録署名人二人が署名しなければならない。 組合会の議事については議事録を作成し、 議事の経過の要領及びその結果を記載し、 議長及び出席した議員のうち

(組合会議員の報酬及び費用弁償

第三十九条の二 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、 組合会議員には報酬を支給し、 費用を弁償することができる。 別にこれを定める。

組

(役員の定数及び選任の方法)

第四十条 理事の定数は、十九名とする。

2 監事の定数は、六名とする。

3 会で選任することを妨げない。 理事及び監事は、 組合員のうちから組合会で選任する。ただし、 特別の事情があるときは、 組合員以外の者のうちから組合

4 前項の選任方法は、組合会において決定するものとする。

(理事長)

第四十一条 理事のうち一名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第四十二条 理事のうち二名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

副理事長は、 理事長を補佐し、 理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

2

第四十三条 理事のうち一名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

常務理事は、 常時、 組合の業務を掌理し、 理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第四十三条の二 理事のうち一名を法令遵守(コンプライアンス) 担当理事とし、理事がこれを互選する。

(役員の任期) 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、 理事長を補佐し、 法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

第四十四条 理事及び監事の任期は、 二年とする。ただし、補欠役員の任期は、 前任者の残任期間とする。

役員は、 辞任した場合及び任期が満了した場合においても、 後任者が就任するまでは、 なお、 従前の職務を行なうものとす

る。

- 12 -

(役員の選挙

第四十五条 理事 又は監事のうち、 その定数の三分の一をこえる者が欠けたときは、 三箇月以内に補 充しなければ ならない。

(理事の職

法令、 規約及び組合会の議決を尊重し、 組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十六条 理事は、

2 理事は、 理事会の承認を受けた場合に限り、 組合と契約することができる。

(監事の兼職の禁止)

3

理事は、

組合会の決議により禁止されないときに限り、

特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十七条 監事は、 組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(監事の職 務

第四十八条 監事は、 いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、 又は理事に対し会計に関する報告を求める

ことができる。

監事は、 その職務を行なうため特に必要があるときは、 この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第四十九条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員の解任)

第五十条 組合員は、 総組合員の五分の 以上の連署をもって、 解任の理 由を記載した書面を理事長に提出して役員の解任を請

求することができる。

2 規約に違反したことを理由にして解任を請求するときは、この限りではない。 前項の規定による解任 一の請 求は、 理事の全員又は監事の全員について、 同時にしなければならない。 ただし、法令又はこの

3 までにその請求に係る役員に第一項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない 項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、 かつ、組合会の会日から 週間

は、 第一項の規定による解任の請求について、 その請求に係る役員はその職を失う。 組合会において組合会議員の半数以上が出席し、 その過半数の同意があ ったとき

(事務局及び職員)

第五十一条 組合に事務局を置く。

事務局に次に掲げる職員を置く。

事務局長

人

事務職員

若干名

事務局長は、 理事会の同意を得て、 理事長が任免する。

3

4 事務局長は、 事務職員を統括し、 理事会の決定に従い、

この組合の事務を誠実に行なわなければならない。

務職員は、 理事長が任免する。

事務職員は、 事務局長の事務を補佐する。

7 6 5

よる。

び利益の保護、 第二項の職員に関する任用、給与、 その他身分取扱に関しては、 勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、 法令及びこの規約に定めるものを除くほか、 服務、 別に規則又は規程の定めるところに 研修及び勤務成績の評定、 福祉及

第八章 理 事 会

(理事会の招集)

第五十二条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 しなければならない。ただし、 理事会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、 急施を要する場合は、この限りでない。 日時、 場所等を明示した書面をもって理事に通知

(理事会の決定事項)

第五十三条 理事会においては、 次に掲げる事項について決定する。

組合会の招集及び組合会に提出する議案

組合業務運営の具体的方針の決定

規則及び規程の制定又は改廃

四 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

五 その他理事長が必要と認める事項

(理事会の議事)

2 第五十四条 理事会に出席することのできない理事は、 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、 あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、 可否同数のときは、 議長の決するところによる。 理事会の議

事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、 出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第五十五条 理事会の議事については、 議事録を作成し、 議事の経過の要領及びその結果を記載し、 議長及び出席した理事から

第九章 業務の執行及び会計

選出された議事録署名人二人が署名しなければならない。

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第五十六条 理事は、 規約及び組合会の議事録を事務所に備えておかなければならない。

2 これを拒んではならない。 組合員はいつでも、 理事に対し、 前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、 理事は、 正当な理由がない のに

(経費の支弁)

第五十七条 組合の経費は、 次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

保険料並びに使用料及び手数料

二補助金

一 寄付金その他の収入

(特別会計)

第五十八条 特別会計に関して必要な事項は、 この 組合は、 組合会の議決を経て、 別にこれを定める。 特別会計を設けることができる。

- 15 -

(財産の管理)

第五十九条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 有価証券は、 確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 積立金は、 金融機関に預け入れ、 又は理事会の議決を経て定めた方法によること。

一 現金は、金融機関に預け入れること。

兀 前各号以外の財産の管理は、 組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第六十条 理事は、 通常組合会の会日の一週間前までに、 事業報告書、 財産目録及び収支決算書を監事に提出し、 かつ、

の書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、 その承認を求めなければならない。

のにこれを拒んではならない。 組合員は、 いつでも、 理事に対し、 第 項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、 理事は、 正当な理由 「がな

(会計帳簿等の閲覧)

3

めることができる。 組合員は、 この場合には、 総組合員の三分の一 理事は、 以上の同意を得て、 正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 いつでも、 理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求

十章 地域連合

(地域連合)

第六十二条 組合に地域連合を置くことができる。

2 地域連合に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第十一章 雜則

(規則及び規程)

第十二章 罰

則

第六十四条 若しくは虚偽の届出をした場合又は法第二十二条の 者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、 組 合は、 組合員が法第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出 規定において準用する法第九条第三項若しくは第四 その者に対し、 十万円以下の過怠金を科する 項 \hat{O} 規定により被保 をせず、

第六十五条 ときは、 くは提示を命ぜられてこれに従わず、 十万円以下の過怠金を科する。 組合は、 組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、 又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、 法第百十三条の規定により文書その 若しくは虚偽の答弁をした 他 0 物 件 0 提出

第六十六条 その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を科する。 組合は、 偽りその他不正の行為により保険料、一 部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対

第六十七条 前三条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

の日から起算して十日以上を経過. 第六十四条から第六十六条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、 した日とする その

則

(延滞金の割合の特例)

年の られる商業手形の基準割引率に年四 割合に満たないときは、 前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法 第二十六条に規定する延滞金 その年中に の年七・三パー パー おいては、 セントの割合を加算した割合をいう。 当該特例基準割合 セントの割合は、 (平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定に 当分の間、 (当該特例基準割合に○・一パーセント未満の端数があると 同条の規定にかかわらず、 以下この 項において同じ。) 各年の が年七・三パ 特例基準 ーセント より定め 割合

これを切り捨てる。)とする。

附則

(施行期日

1 この規約は、昭和四十五年七月三十一日から施行する。

2 七年三月末日までとする。 組合設立時に就任した組合会議員及び役員は、 第三十一条及び第四十四条第 一項の規定にかかわらず、 その任期を昭和四十

附

則

十条の改正規定は、 この規約は、 広島県知事の 昭和四十六年七月一日から施行する。 認可 のあった日から施行する。 ただし、 第十一条の改正規定は、 昭和四十六年九月一日から、

附則

1 この規約は、 昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の改正は公布の日より適用する。

第十三条及び第十四条の改正規定の施行前に事業又は業務に従事することができなかったものについては、 同条の改正規定

にかかわらずなお従前の例による。

2

則

附

この規約は、昭和四十八年七月一日から施行する。

2 1

12 かかわらずなお従前の例による。 第十三条及び第十四条の改正規定の施行前に事業又は業務に従事することができなかったものについては、 同条の改正規定

附

則

施行する。 この規約は、 昭和四十九年四月一日から施行する。 ただし、 規約第十三条の改正規定については、 昭和四十九年七月一 日から

附

則

この規約は、公布の日から施行し、昭和四十九年七月一日から適用する。

則

附

る

1 この 対規約は、 昭和五十年四月一日から施行する。 ただし、 第十一条の改正規定については、 昭和五十年七月一日から施行す

2 第十三条及び第十 -四条の改正規定の 施行前に事業又は業務に従事することができなかったものについては、 同条の 改正 規定

に かかわらずなお従前 の例による。

附 則

1 十年十月一日から適用する。 この 規約 は、 昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第十四条の二の規定については、 公布の日から施行 昭 和五

施行前に事業又は業務に従事することができなかったものについては、

同条の

改正

規

定にかかわらずなお従前 の例による。

第十三条および第十四条の改正規定の

2

附 則

この 規 約 は、 昭 和五十二年四月一日から施行する。

附 則

この 規約 は 昭 和五十二年十月 一日から施行する。

この 規 約 は 昭和五十三年四月一則 日から施行する。

附

則

この 規 統約は、 昭 和五十三年八月 一日から施行する。

附

則

1 この 規約 は、 昭和五十四年十二月 日から施行する。

2 前 改正 の出産については、 後の広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定は、 なお従前の例による。 昭和五十四年十二月 日以降の出産について適用 Ĺ 同 百以

則

1 規約は、 昭 和五十五 **羊**四 月一 日から施行する。

2 祭については、 改正 後の広島県建設国民健康保険組合規約第十二条の規定は、 なお従 前 \mathcal{O} 例による。 昭和 五十 应 年四 月一 日以降の葬祭について適用さ Ļ 同 . 日前 \mathcal{O}

3 間 改正後の が 施行日にまたがるときは、 の広島県建設国民健康保険組合規約第十三条及び 施行日前の日額は、 従前の日額により、 第十四 条の規定は、 施行日後の日額は、 事業又は業務に従事することができなかった期 改正後の日額によるものとする。

則

附

この 規 流約は、 昭 和五十六年四月一日から施行する。

附 則

規約は、 昭和五十六年七月十七日から施行する。

附

第十一条については、

昭和五十七年三月一日から、

第二十条については、

昭和五十七年四

月一日

から施行する。 同

.日前の

則

出 則

産については、 なお従前の例による。

後の広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定は、

昭和五十七年三月一日以降の出産について適用し、

2 1

この 改正

規約は、

2 1

0

行為から適用し、

この この 規約による改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第六十四条及び第六十五条の規定は、 規約は、 公布の日から施行し、 当日前の行為に対する罰則の適用については、 昭和五十八年二月一日から適用する。 昭和五十八年二月一 日以降

なお従前の例による。

則

附

この規: 然約は、 昭和五十九年四 [月一日から施行する。

則

公布の日から施行する。 附

改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第二十三条は、 この規約の施行の 日以降の保険料の納付義務の消滅又は被保険者

数の減少に係る保険の額の変更から適用する。

2

1

この

規約

は、

附 則

1 この 対規約は、 昭和六十年四月一日から施行する。

第十三乗の改正規定の施行前に事業又は業務に従事することができなかったものについ ては同条の改正規定にかかわらずな

お従前の例による。

2

則

附

1 昭 この 和六十一年四 規約は、 月一 公布の日から施行する。 日から施行する。 ただし、第十一条の改正規定は、 昭和六十一年三月一日から、 第二十条の改正規定は

2 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定は、 昭和六十一年三月一日以降の出産について適用し、 同 .日前の

出産については、 なお従前の例による。

附

この規約は、 公布の日から施行する。

附

この規約は、 昭和六十二年四月一日から施行する。

則

昭和六十二年四月一 附 日から施行する。

による。 改正後の第十二条の規定は、 昭和六十三年四月一日以降の葬祭について適用し、 同日以前の葬祭については、 なお従前 の例

昭和六十三年四月一日以降の出産手当金について適用し、

同日以前の出産手当金については

なお従前の例による。

3

改正後の第十四条の規定は、

2 1

この

規約は、

第六十四条の規定は、 施行日以降の行為から適用し、 施行日以前の行為に対する罰則の適用については、 なお従前 0 例によ

る。

4

附

則

この規約は、 平成元年四月一日から施行する。

1

2 ただし、平成元年四月一 日から新たに就任する理事については、 第四十四条の規定にかかわらず、 その任期は現任者の就任

則

附

この規約は、 平成元年四月七日から施行する。

則

1 この規約 は、 平成四年四月一日から施行する。

2 例による。 改正後の規定は、 平成四年四月一日以降の出産について適用し、 平成四年三月三十一日以前の出産については、 なお従前の

附

則

この 規 約 は、 平成六年四月一日から施行する。

則

 \mathcal{O} 規約は、 平成六年十月一日から施行し、 平成六年十月一日以降の出産から適用する。

なお従前の例による。

附

産 生の日が: 施 行日前の育児に係る給付については、 附 則

2 1

出

規 約 は、 平成七年四月一日から適用する。

附

則

この

平成六年四月一日から施行する。 一日から施行する。

ただし、

第四章の章名の改正規定及び第十七条から第二十条までの改正規定

1

この

規約は、

この は平成七年四 規 約 は、 月 平成八年四月一日から適用する。 附 則

附 則

この規約は、 平成九年四月一 日から適用する。

附

則

この 規 約は、 平成九年九月一日から施行する。

附

則

この規約は、 平成十二 年四月一 日から施行する。

附

則

この 規約は、 平成十一年四 月一日から施行する。

附

則

1 この 規約は、 平成十二年四月一日より施行する。

2 1 て適用し、 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約 平成十一年度以前の保険料については、 (以 下 「新規約」という。)第二十条の規定は、 なお従前の例による。 平成十二年度以降の保険料につ

- 3 前 条において従前 の例による。 新 規 約第六十四条の規定は、 の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、 この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十四号) 第三十 なお従
- 4 新規約第六十五条の規定は、 この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

附則

1 この規約は、平成十三年四月一日より施行する。

2 保険組合規約第十条の規定については、 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第十条の規定は、 なお従前の例による。 平成十四年四月一日より適用 Ļ 適用前 の広島県建設国 |民健

附

則

1 この規約は、平成十四年四月一日から施行する。

改正後の広島県建設国民健康保険組 合規約第十四条の規定は、 平成十四年四月一 日以降 (T) 出産について適用 Ü 同 日 前 \mathcal{O} 出

産については、なお従前の例による。

2

施

行期

日

(経過措置)

従前 なくなった日の 年四月一日以降の場合に適用し、 改 の支給期間 正 後の広島県建設国民健康保険組合規約第十三条の規定は、 [が満了しない場合には改正規定を適用する] 初日が施行日前であ 同日前の傷病手当金の支給期間 ってその日から起算して六十日以内に入院又は入所にかかわる期間があり、 事業又は業務に服することができなかった日 は従前の例による。 ただし、 事業又は業務に服することができ 0 初日 かつ施行日前に が平成十

則

附

この規約は、平成十四年十月一日より施行する。

則

附

この規約は、平成十五年四月一日より施行する。

附

則

この規約は、平成十六年四月一日より施行する。

附

則

この 規 約 は、 平成十七年四 月一日から施行する。

則

1 規約は、 平成十八年四月一 日から施行する。

2 保険組合規約第十条の規定は、 改正 後の広島県建設国民健康保険組 なお従前の 合規約第十条の規定は、 例による。 平成十九年四 月一日より適 用 Ļ 適用前 の広島県建設国 |民健 康

平成十八年四月一

日以降の

出産について適用し、

平成十八年

三月三十一日以前の 出産については、 なお従前の例による。

改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第十一号の規定は、

3

附

この規約 は、 平 -成十九年四 月一日から施行する。 則

附

則

この 規 統約は、 公 布の日から施行し、 次に定める日からそれぞれ適用する。

1 第一条の規定は、 平成十八年四月 一日より適用する。

2

号の規定のうち組合の被保険者である組合員についての平成十八年十月一日以降の療養の給付を受ける際の いては、 第二条の規定は、 平成十八年十月一日より適用する。 しか Ļ 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第十条第 部負担金の額に 項 第

なお従前の例による。 則

附

規約は、 平成十九年四月一日から施行する。

この

則

1 0) 規約は、 平成二十年四月一日から施行する。

2 約第二十条第一項中 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 「後期高齢者支援 金 とあるのは 「後期高齢者支援金及び 病床転換支援金 改正後の広島県建設国民健康保険 以下 「後期高齢者支援金等」 **八組合規**

という。)」と、 「後期高齢者支援金分保険料」を 「後期高齢者支援金等分保険料」 とする。

則

0 規約は、 平成二十一年一月一日から施行する。

1

2 施行日前に出産した被保険者に係る広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一 時金の額については、

なお従前 0 例による。

附 則

規約は、 平成二十一年四月一日より施行する。

1

2 日以前の療養の給付を受ける際の一部負担金を支払ったものまで適用する 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第十条の二の規定は、 平成二十一年七月一日より適用し、平成二十一年三月三十

1 この)規約による附則第一項の規定については、平成二十一年十月一日から施行し、附 則 第二十六条及び附則第二 一項の規定に うい

2 ては、 平成二十二年一月一日から施行する。

来する国民健康保険料に係る延滞金について適用し、 この規約による改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第二十六条及び附則第二項の規定は、 同日前に納付期限の到来する国民健康保険料に係る延滞金に 施行日以後に納 付期限 ついては 0 到

なお従前の例による。

附 則

1 この 規約 は、 平成二十三年四月一日から施行する。

2 施 行日前に出産した被保険者に係る規約第十一条の規定による出産育児一 時金の額については、 なお従前の例による。

附

則

この規約は、

附 則 平成二十四年四月一日から施行する。

規約は、 平成二十四年四月 一日から適用する。

則

この規約は、 平 成二十六年四月一日から適用する。

附

則

(施行期 É

この規約は、 平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置

施行日前に出産した被保険者に係る広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一 時金の額については、

なお従前の例による。

則

附

第一条の規定は、 平成二十七年四月一日から施行する。

第二条の規定は、 公布の日から施行する。

2 1

附

(施行期日)

則

第一条 この規約は、 平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

加入の申込は、 この規約の施行日前にこの規約による改正前 この規約による改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第七条第一項の規定によりされた加入の申込とみな の広島県建設国民健康保険組合規約第七条第一項の規定によりされている

則

附

この 規 流約は、 平成二十九年四月一日から施行する。

則

附

が令和 この 規約は、 二年一月一日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。 公布の日から施行し、 改正後の第十三条の二から第十三条の四までの規定は、 特別傷病手当金の支給を始める日

附 則

この規約は、 令 和三年二月十三日から施行する。

附

則

(施 行期日

第一条 この規約は、 令和四年一月一 日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規約の施行の日前に出産した被保険者に係る広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児一

時

金の額については、 なお従前の例による。

附

則

この規約は、 令和四年四月一日から適用する。

附

則

1 この 対規約は、 令和四年十月一日より施行する。

2

和四年九月分 改正後の広島県建設国民健康保険組合規約第二十条の規定は、 (六期分) 則以前の保険料の賦課額については、 なお従前の例による。 令和四年十月分 (七期分)

以後の保険料について適用し、令

附

(施行期日)

第一条 この規約は、 (経過措置) 令和五年四月一日から施行する。

金の額については、 なお従前の例による。 第二条 この規約の施行の日前に出産した被保険者に係る広島県建設国民健康保険組合規約第十一条の規定による出産育児

附

則

この規約は、 令和六年四月一日から施行する。

時